

令和 6 年 6 月 17 日現在

機関番号：32685

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2023

課題番号：20K03009

研究課題名(和文) 知的障害特別支援学校における自立活動の現状と充実に関する実証的研究

研究課題名(英文) An Empirical Study on the Present Situation and Enhancement of Independent Activities in Special Support Schools for the Knowledge Disorders.

研究代表者

明官 茂 (Meikan, Shigeru)

明星大学・教育学部・教授

研究者番号：90755993

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：知的障害特別支援学校の教育課程の重要な柱である「自立活動」の課題は、自立活動の時間における指導の在り方、児童生徒の個々の課題に応じて指導すること、教科別の指導やその他の学習と自立活動の課題を関連付けて指導すること、教育活動全体で自立活動を意識して取り組むこと、教員の自立活動の専門性を組織的に高めること、であることが明らかになった。英国や米国では、教科中心の指導が行われており、日本の自立活動に相当するカリキュラムは見当たらなかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで知的障害教育では自立活動の指導をどのように行うかについて、多くの学校で課題とされていた。今回の研究で、自立活動の時間における指導の設定を前提として教育課程の編成を行うことの必要性が明らかになった。また、自立活動の指導課題を全ての教育活動の場で意識して取り組む必要性が示された。

研究成果の概要(英文)：It was found that the key pillars of the curriculum at special needs schools for the intellectually disabled are: (1) how to provide guidance during independent activities time; (2) providing guidance according to the individual needs of each student; (3) linking guidance by subject and other learning to the independent activities; (4) being aware of independent activities in all educational activities; and (5) systematically improving the expertise of teachers in independent activities. In the UK and the US, subject-centered instruction is the norm, and there was no curriculum found that corresponded to the Japanese "independence activities".

研究分野：知的障害教育

キーワード：特別支援教育 自立活動 知的障害教育 教育課程

1. 研究開始当初の背景

平成 26 年文部科学大臣は学習指導要領の改訂に向けて中央教育審議会に諮問を行った。そこには、特別支援教育に関して、「障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくためには、どのような見直しが必要か。その際、特別支援学校については、小・中・高等学校等に準じた改善を図るとともに、自立と社会参加を一層推進する観点から、自立活動の充実や知的障害のある児童生徒のための各教科の改善などについて、どのように考えるべきか。」が明記された。今回の学習指導要領の改訂で、知的障害の教科の改善とともに、自立活動の充実に関することが重要となっている。

そもそも、学校教育法 72 条に示された特別支援学校の目的の後段には「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と示されている。この内容は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編によれば、「自立活動の指導を中心として行われるもの」であり、「この自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導を密接な関連を図って行わなければならない」と示され、知的障害特別支援学校においても、「自立活動の時間」の設定が求められていると考えられる。しかし、同学習指導要領第 1 章、第 2 節「小学部及び中学部の教育の基本と教育課程の役割」の 2 (4) の部分に、「学校における自立活動の指導は、(略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて行うものとする。」とあり、同学習指導要領解説自立活動編にも、「自立活動の時間における指導は、その一部であることを理解する必要がある。」と示されている。そのため、知的障害特別支援学校においてこれまで、「自立活動の時間」が特設されていない学校も少なくなかったが、自立活動の充実を進めるためにどのような取り組みが必要かを整理することが求められている。

知的障害特別支援学校における、自立活動の時間の指導を設定している学校については、国立特別支援教育総合研究所の報告書(2012)によれば、45%(視覚障害 79%、聴覚障害 93%、肢体不自由 85%、病弱 98%)と他の障害に比べて少ない割合である。その後、全国特別支援学校知的障害教育校長会(以下、全知長)の調査(2020)によると、小学部 581 校を対象とした調査で、65.2%、中学部 574 校を対象とした調査で 60.5%となり、(重度重複学級においては、それぞれ 88.5%、87.8%)この割合は増加傾向にある。他の障害種に比べての設定は少ないとはいえ、近年の状況を見ると各学校が自立活動の時間における指導に関心を持っていると言える。

このような背景から、自立活動に関する全国調査を行い、知的障害教育における自立活動の時間における指導の実態と、それ以外の教育活動における自立活動指導の実態を明らかにする必要がある。また、自立活動は日本独自のものであるが、自立活動で指導される教育内容が、諸外国の教育現場においてはどのような形態で指導されているのかを調査することも自立活動の重要性を考える指標になると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、今まで行われている我が国の知的障害特別支援学校での自立活動に関する実践を調査・分析することで、自立活動の時間における指導の内容を明らかにするだけでなくとどまらず、他の学習での自立活動に関する指導との関係性を分析することを通して、学校の組織的取組に当たる教育課程編成の課題を示すことである。また、英国や米国で行われている自立活動と同様な指導内容を調査し、知的障害の自立活動の指導の向上につなげる課題を明らかにするものである。

3. 研究の方法

(1) 自立活動に関する知的障害特別支援学校の全国調査

全国特別支援学校知的障害教育校長会(以下、全知長)と連携し、全知長が毎年行っている全国実態調査で自立活動の調査を令和 2 年～4 年度までの 3 年間にわたって行い、研究代表者を中心に分析する。また、予備調査を基に作成した自立活動の調査項目を基に、全国の知的障害特別支援学校約 800 校を対象に、郵便による全校アンケート調査を実施する。また、アンケート調査で特徴的な実践を行っている学校を選択し、訪問調査を行う。

(2) 海外(英国、米国)における障害に対する指導と自立活動

英国及び米国での、特別な教育ニーズのある子ども及び障害児に対する教育に関する法令やカリキュラム及び教育内容に内容を訪問調査する予定であったが、新型コロナウイルスの感染が広まったことから、文献研究に替えて実施した。英国に関しては、新井の論文により自立活動の「人間関係の形成」の区分に該当する内容があるので、その具体的内容に関して調査検討を行った。米国については IEP の取組を中心に、教科内容だけでなく機能的な生活スキルの指導に関して、障害のある子どもの学習上及び生活上の困難の指導・支援に関する文献を中心に調査検討した。

4. 研究成果

(1) 自立活動に関する知的障害特別支援学校の全国調査

全知長の協力を得て、令和2～4年の3年間全国の知的障害特別支援学校に自立活動に関する調査を行った。また、独自に「知的障害教育における自立活動の指導の実態と課題」について全国の知的障害特別支援学校にアンケート調査を行った（回答校 221校、38.0%）結果は以下のようにまとめられる。

自立活動の時間における指導

個別に取り出し指導をする学校もあり、自立活動の時間における指導をしていないと回答した学校が減少している。このことから、児童生徒によっては、個別に自立活動を指導する必要があると考えられている。

自立活動の時間における指導の在り方

学校によって自立活動の指導はいくつかの形態がある。自立活動の指導としては一人一人に個別の課題を設定する必要があるが、学校の指導体制等の理由で難しい。このことから、自立活動の時間における指導は、今後の充実が課題と考えられる。

自立活動の時間における指導の課題

指導課題・指導内容の設定、教師の専門性が課題としてあげられている。知的障害の自立活動の指導は、多くの教師が関わる実態があるため、教師全体の専門性の向上が必要と考えられる。

自立活動の時間における指導を位置づけていない場合の指導形態

教育活動全体で指導していると回答する学校が多い。自立活動が各教科等を合わせた指導で中心に行われているケースは少ない。教育活動全体でどのような自立活動が行われているかを明らかにする必要がある。

以上のことから、自立活動の指導の課題と考えられること以下に整理した。

- 自立活動の時間における指導の在り方
- 自立活動の指導において個別の課題に応じて指導を行うこと
- 教科別の指導や各教科等を合わせた指導と自立活動の課題を関連付けて取り組むこと
- 教育活動全体で自立活動を意識して取り組むこと
- 教員の自立活動に関する専門性の育成に、管理職が中心となり、学校として組織的に取り組むこと

(2) 海外（英国、米国）における障害に対する指導と自立活動

英国のインク・シブ・カリキュラムの原理と実際に関する研究

英国で特別ニーズのある子どもに対する PSHE(Personal, Social, Health and Economic)教育の実践課題を明らかにするとともに、特別な教育的ニーズのある子どもや障害児が、PSHE教育の時間にどのような内容の授業を受けているのかという点を明らかにした。

特別な教育的ニーズのある子どもや障害児に対する PSHE教育については、子どもの学習困難への対応に必要な項目が多く含まれていたこともあり、通常の学校と比較すると計画的・体系的に取り組んでいた学校が多いことが明らかになった。本研究では、いくつかの特別学校の PSHE教育の実践事例を挙げたが、これらの学校では、週時程に PSHE教育の時間を組み入れ、健康や人間関係に関する項目を学習するとともに、他の教科等の指導と連携しながら、学校教育全体を通じて人格や社会性、あるいは健康に関する項目を指導していることが明らかになった。

以上のように、特別な教育的ニーズのある子どもや障害児に対する PSHE教育は、「健康」「人間関係」「コミュニケーション」「安全・安心」などの項目が中心になっていた。この点については、日本の特別支援教育で実施されている自立活動の6つの柱と類似していた。しかし、英国の PSHE教育は、特別な教育的ニーズのある子どもや障害児のみ行われる「特別な教育課程」ではなく、全ての子どもに実施される教育の枠組みのなかで、上記のような実践を展開していたという点に特徴があると考えられる。

② アメリカにおける障害のある子どもの学習上及び生活上の困難の指導・支援についての研究

本研究では、日本における自立活動の指導の観点から米国の障害による学習上及び生活上の困難に対する指導・支援について明らかにすることを目的とした。米国では障害のある子どもの学習上及び生活上の困難に対する指導・支援の基本は IEPによって確定され、特別教育、関連サービスによって展開される。障害に起因する子どものニーズは、日本の自立活動のようにカリキュラムにおける領域等の設定による指導ではなく、教科教育ベースのカリキュラムあるいは代替カリキュラムにおいて機能的スキルを埋め込む形で、そして子どもによっては関連サービスによって充足されるという特徴がある。

米国においては、日本の自立活動の指導のようにカリキュラムにおける領域等の設定による指導は見られない。IEPに記載された障害に起因するニーズに対しては、教科指導中心のカリキュラムの中で教員の指導・支援において実施されることになる。重い障害のある子

どもには、機能的スキルも埋め込まれた代替カリキュラムが用意される。教員の指導で十分でない場合は、関連サービスに委ねることになる。関連サービスは、主としてセラピー施設等において実施される印象をうけていた(安藤,2001,p.194)。しかし、この関連サービスの内容が極めて多様で、コンサルティング・コラボレーションサービス、クラスルームベースのサービス、別のスペースでの個別のサービスとして展開されていることが分かった。

知的障害の場合であると日本のような、知的障害のある子どもの言語、運動、動作、情緒、行動等の発達の偏りへの対応ではなく、アメリカでは知的障害の主障害である認知的機能への対応ということで、教科指導となる。国際的に見て、日本における知的障害のある子どもの自立活動の指導に相当するようなカリキュラムは見当たらない。日本における自立活動の指導の独自性や有効性についての検討は、子どもの学校卒業後の就労状況や地域における生活状況、生活の質、ウェルビーイング等の観点から総合的に検討する必要があると考える。

<引用文献>

新井英靖(2022)「英国のPSHE教育に関する動向と特別ニーズ教育での展開」『茨城大学教育学部紀要(教育学)』71, 311-321

新井英靖(2023)「英国の特別な教育ニーズのある子どもと障害児に対するPSHEカリキュラムの検討」72, 143-153

安藤房治(2001)アメリカ障害児公教育保障史 風間書房

特総研(2012)「特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際的研究」

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 新井英靖	4. 巻 72
2. 論文標題 英国の特別な教育的ニーズのある子どもと 障害児に対するPSHEカリキュラムの検討	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 茨城大学教育学部紀要（教育科学）	6. 最初と最後の頁 143-153
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 明官茂、渡邊健治、大井靖、梶井正紀	4. 巻 13
2. 論文標題 知的障害教育における自立活動の指導の実態と課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 明星大学教育学部紀要	6. 最初と最後の頁 11-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大井靖、渡邊健治、明官茂、梶井正紀	4. 巻 22
2. 論文標題 知的障害教育における自立活動の課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 竹早教員保育士養成所 研究紀要	6. 最初と最後の頁 45-63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 新井英靖	4. 巻 71
2. 論文標題 英国のPSHE教育におけるSNE児への教育的対応	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 茨城大学教育学部紀要（教育科学）	6. 最初と最後の頁 311-321
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 明官茂
2. 発表標題 知的障害教育における 自立活動の実態と課題
3. 学会等名 特殊教育学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 明官茂、渡邊健治、大井靖、梶井正紀
2. 発表標題 知的障害教育における自立活動とは何か
3. 学会等名 特別支援教育実践研究学会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 新井英靖	4. 発行年 2022年
2. 出版社 明治図書	5. 総ページ数 136
3. 書名 発達障害・知的障害 「自立活動」の授業づくり	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	新井 英靖 (Arai Hideyasu) (30332547)	茨城大学・教育学部・教授 (12101)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	渡邊 健治 (Watanabe Kenji) (70158624)	東京学芸大学・教育学部・名誉教授 (12604)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関